

「墨田区景観計画（素案）」及び「墨田区景観条例（案）の概要」に対するご意見等の概要と区の考え方について

「墨田区景観計画（素案）」及び「墨田区景観条例（案）の概要」の内容について、広くご意見を募集しましたところ、たくさんの貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。また、同期間中に開催した説明会におきましても、区民の皆さまから貴重なご意見・ご提案をいただきました。今回いただいたご意見・ご提案の概要並びに、区の考え方を併せて公表するとともに、ご意見・ご提案をいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

## 1 パブリックコメントの実施概要

区民の皆さまからのご意見の募集は、墨田区のパブリックコメント手続きに係る基準に則って、下記のとおり実施しました。

### (1) 公表資料

- 1) 墨田区景観計画（素案）
- 2) 墨田区景観条例（案）の概要

### (2) 意見募集期間

平成20年12月11日（木）から平成21年1月20日（火）まで

### (3) 意見募集の周知・公表方法

- 1) パブリックコメントの周知
  - ・区のお知らせ（平成20年12月11日号）
  - ・区ホームページ
- 2) 公表資料の閲覧
  - ・都市計画課窓口（庁舎9階）
  - ・区民情報コーナー（庁舎1階）
  - ・区ホームページ

### 3) 説明会

平成20年12月11日（日）14:00～15:30 参加者 11名  
すみだリバーサイドホール（会議室）  
平成21年1月10日（土）14:00～15:30 参加者 7名  
すみだ生涯学習センター（視聴覚室）  
平成21年1月14日（水）19:00～20:30 参加者 8名  
すみだ中小企業センター（第2・3会議室）  
平成21年1月15日（木）19:00～20:30 参加者 4名  
すみだ産業会館（第4会議室）

### (4) 意見提出方法

文書を郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出

### (5) 意見提出先

都市計画部都市計画課

### (6) 意見募集の結果

- 1) パブリックコメント意見者数 8名（意見数 25件）
- 2) 説明会での意見者数 13名（意見数 24件）

2 「墨田区景観計画（素案）」及び「墨田区景観条例（案）」の概要」パブリックコメント等に対する区の考え方

景観まちづくり像・基本理念などに関すること

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
1	景観まちづくり像である「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”」という文章が、現実のまちと遊離していると思われる。	景観まちづくり像は、古くから継承されてきた「歴史・文化」や隅田川をはじめとする「水辺」、息づく粹な心や人と人の距離感や親密感等の「下町らしさ」を表現したものです。今後はこの景観まちづくり像を目指して、景観まちづくりを進めていきます。
2	「下町情緒あふれる」とは何を示しているのか。また「下町らしさ」を残していけるのか。	
3	「下町らしい個性豊かな景観」とは、具体的にどのような景観を示しているのか。	「下町らしい個性豊かな景観まちづくり」とは、古くから文化を伝える豊かな歴史・文化的資源等、墨田区の豊かな景観特性や景観資源をこれからのまちづくりに継承し、個性豊かなまちなみ形成をしていくことと考えています。
4	「下町情緒」というのを景観まちづくりに具体的に活かせるとよい。	今後はこの基本理念に基づいて、景観まちづくりを進めていきます。
5	新タワーが出来ることにより、周辺環境が一変すると思う。江戸時代からの歴史や文化を大事にしながら景観まちづくりを行ってほしい。	
6	「おもてなしの心を育む風格ある景観」とは、具体的にどのような景観を示しているのか。	「おもてなしの心を育む風格ある景観まちづくり」とは、新タワーの建設により、世界から多くの人が集まる場所となることから、人々の触れ合いを通して、墨田区を訪れた人々に感銘を与え、統一感と風格を持ったまちの姿をつくりだしていくことと考えています。今後はこの基本理念に基づいて、景観まちづくりを進めていきます。
7	両国駅周辺のまちづくりの基本的方向である「駅を中心として、国技館・江戸博の文化拠点や旧安田庭園・横網町公園等の自然歴史文化的資源と連携した伝統文化の感じられる風格ある景観まちづくりを進める」という文章が、現実のまちと遊離していると思われる。	両国駅周辺のまちづくりの基本的方向については、現在点在している自然や歴史的資源を連携させることで、景観まちづくりを進めるということと考えています。今後は各区域の「景観まちづくりの基本的方向」を目指して、景観まちづくりを進めていきます。
8	「景観まちなみ協定」の説明で使われている「向こう三軒両隣」というフレーズは、下町人情が感じられ、うれしく思う。	貴重なご意見として受け止め、今後の景観まちづくりに活かしていきます。

歴史・文化的資源の保全・活用などに関すること

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
9	横網町の関東大震災のモニュメントを中心に、歴史・文化景観拠点として重点的に整備・保全を行い、観光資源として活かしてほしい。	旧安田庭園を中心に東京都復興記念館や横網町公園を含んだエリアを「歴史・文化景観拠点」として位置づけ、自然・歴史・文化的資源と連携した伝統文化の感じられる、風格ある景観まちづくりを進めていきます。 また墨田区観光振興プラン（平成 20 年 1 月）では、当該地区を「両国エリア」として位置づけており、「江戸以来の伝統文化を世界に発信するまち」というコンセプトに基づいて観光まちづくりを進めていきます。
10	墨田区には街道など歴史があるのでそれらを掘り起こしてまちづくりを行ってほしい。	墨田区は歴史・文化資産の豊富なところです。それらを区民が「残すべき資産」として共有し、「すみだ風景資産」として登録することで、保全・活用を行い、すみだらしい特徴ある景観まちづくりを進めていきます。
11	すみだ風景資産や景観重要建造物に指定されるとメリットはあるのか。また指定にあたっては、そのPRやイベントの活用などは考えているのか。	景観重要建造物については、外観等に係る部分等について建築基準法の規制緩和が可能となることや、税制上の特例などのメリットがあり、区からの技術的支援も受けられます。 また、すみだ風景資産の指定にあたっては、各種メディアを通して幅広く働きかける予定です。
12	墨田区は歴史的資源が多いが、特に両国公会堂などは保全していかなければならない。	旧安田庭園内の両国公会堂は、大正 15 年に建てられ、区内でも古い建築物の一つですが、老朽化により平成 13 年度から休止しています。今後は民間活力を活用した文化・観光に資する新施設誘致の検討を行うことを基本としており、
13	両国公会堂は内部が傷んでいるので改修を行い、花火資料館などに活用してはどうか。	検討の際は、両国公会堂の外観を残しつつ活用する方向も併せ考察することとしています。
14	旧安田庭園の整備について、両国公会堂を取り壊し、全体を安田庭園として歴史にみちたやすらぎのある公園としてほしい。	
15	本所地区の歴史を活かすためにも、本所の南北道路名と豎川の橋名を江戸開拓時代に戻してはどうか。＜例：一之蔵通り（一之橋） 一ツ目通り（一ツ目之橋）＞	現段階で区としては、道路名等を変更する予定はありませんが、今後地域の皆さんの要望などがあれば、意見を踏まえ、検討していきたいと思えます。

水辺・緑・公園・道路などの景観形成に関すること

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
16	墨田区は緑が少ない。公園や施設の緑だけでなく、各家々が植木や花で彩られ、町全体が緑や花であふれる街並みになってほしい。	墨田区景観計画では、敷地内の緑化に関する基準を設けており、周辺の緑と連続性を持たせ、緑の厚みと広がりをもたせることとしています。また屋上や壁面の緑化も積極的に推進することとしています。
17	墨田区は森や林は無く、公園も少なく、庭のある家も少ない。街路樹を増やせばよいと思う。	特に北部地域の路地空間においては、軒先の緑の連続性を確保することや、バルコニーなどの緑化についても、景観形成基準に設けています。
18	豎川の両側に遊歩道を設置し、緑と水辺が感じられ、住民のやすらぎの場となるよう整備してほしい。	墨田区景観計画では、豎川を特定区域の「1-4・豎川軸」として位置づけ、「水辺空間再生の検討」や「河川沿いの広場や植栽の工夫による、川を身近に意識できるような景観形成の促進」「高架構造物の高架下利用や修景の検討・促進」を掲げています。また景観形成基準において、「川に建築物の顔を向ける」ことや「水域側に緑地等のオープンスペースを設ける」ことを掲げています。 また、耐震護岸整備（東京都事業）により両岸に管理用通路を設ける予定であり、沿川の方々からのご意見やご理解を得ながら将来は遊歩道として整備していきたいと考えています。
19	北十間川を樹木で覆い、水辺茶屋や食事どころ、船上展望テラスなどを整備してほしい。	北十間川については、『北十間川水辺活用構想』において、「水辺とその周辺が一体となった魅力的な親水空間の創出」や「観光交流に資する快適な水辺ネットワークの形成」に重点を置き、整備を行うこととしています。
20	北十間川を活用し、水上バスの乗り入れ、もしくは屋形船の乗り入れなど観光面で考えないといけないのではないかと。	また、賑わいある水辺拠点の整備や水上交通ネットワークの形成を検討しています。
21	隅田川沿いの首都高速は、景観計画が施行されることによって、地下化などの修景がされるのか。	首都高速については、「隅田川水辺空間等再整備構想」において、リーディングプロジェクトの一つとして高速道路地下化を掲げましたが、広域的な道路ネットワーク、構造、費用など、区だけでは解決できない課題があり、すぐに地下化が実現するということではありません。河川や河川沿いの街並みとの調和を図るために、公園や高速道路の修景なども推進していきます。

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
2 2	隅田川沿いの公園の連続化の実現はどうなっているのか。途中で途切れているところがあるため、公園として中途半端である。	隅田川沿いの親水テラスは東京都が整備しており、現状では分断されているところですが、連続化できるように要望していきます。
2 3	墨田区内の川には違法係留が多い。取締りはできないのか。	東京都と連携して警告や撤去指導を実施し、また、係留施設の紹介などを行いながら違法係留の解消に努めています。区としても東京都と協力して、区内の豊かな水辺を活かした景観まちづくりに努めていきたいと考えています。
2 4	大横川親水公園は整備すべきではないか。	墨田区景観計画では、大横川親水公園と曳舟川通りは南部と北部の交流拠点であるとともに、錦糸町と新タワーを結ぶ主要な歩行者空間となることから、大横川親水公園については、歩行者空間の再整備を予定しています。
2 5	道路に張り巡らされた電線を地中化し、すっきりとした街並みにしてほしい。	電線類の地中化については、新タワーの完成によって各地から多くの方が訪れることが予想される中で、景観の向上を目指し、言問通り・桜橋通り・(仮)新タワー通りの路線で計画しています。
2 6	景観を良くするために、街路樹を育て、電柱の地中化も合わせて行ってほしい。	

#### 区域に関すること

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
2 7	両国駅周辺について、具体的に規制をかけるのはどの範囲か。	両国駅周辺は特定区域の都市景観拠点「5 - 2 .両国駅周辺」に該当し、竪川と隅田川、蔵前橋通りと清澄通りで囲まれる範囲となっています。
2 8	特定区域から外れている区域については、どのような景観形成を図るのか。	特定区域から外れても、一般区域の景観形成方針および景観形成基準を踏まえた景観形成を行う必要があります。

建築物等の景観形成基準に関すること

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
29	建物の外観色をその建物だけが目立つ色は許可しないでほしい。	色彩については景観形成基準において、マンセル表色系を用いて使用可能な色を示して誘導していきます。
30	色彩の基準は東京都景観計画の基準を踏まえていると思うが、すみだらしい色はないのか。	また色彩については、「隅田川・荒川軸」「歴史・文化景観拠点」「一般区域」「一般区域の大規模建築物」などについてはそれぞれ色彩基準を設けております。今後、景観形成重点地区などの指定がされた場合は、その地区独自の色彩基準を設けることも検討していきます。
31	北部地域は木造が密集して路地空間があるなど、南部地域と比べて様々な問題があると思うが、景観計画の策定にあたって、北部地域の景観については、どのように議論されてきたのか。	北部の密集市街地と南部の市街地の特性が違うので、一般区域も「北部地域」と「南部地域」の二つに分けて、検討しました。また、北部地域については、路地空間に関する景観形成基準など、北部地域の特徴となるようなものも基準として設けています。
32	景観形成重点地区はきめ細かに、規制を強化するのか、それとも緩めることも可能なのか。	景観形成重点地区においては、上乗せして厳しくするだけではなく緩和することも可能です。
33	建物の高さや色彩が規制されると思われるが、まち全体として統一感のある景観になることを期待する。	貴重なご意見として受け止め、今後の景観まちづくりに活かしていきます。

届出に関すること

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
34	建築物の事前協議の対象は高さ 15m かつ 3,000 m <sup>2</sup> ( 5 階建て)となっているが、果たして良好な景観形成の誘導が出来るのか。もう少しきめ細かに規制してもよいのではないか。	周辺の環境に対する影響は 5 階以上が大きく影響が出てくると考えています。また、住民の過度な負担とならないようにしていることと、行政としてきちんと審査するため、これまでの建築確認の届出件数を考慮して基準を設けています。
35	小さい建物ほど景観上の影響が大きい場合もあるのではないか。	今後、景観形成重点地区などの指定がされた場合は、その地区独自の届出・事前協議の規模等を設けることも検討していきます。

広告物に関すること

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
36	旧安田庭園周辺の看板について、規制等は行わないのか。	広告や看板については、向島百花園、旧安田庭園から概ね 200～300m の範囲
37	広告や看板についての規制はどのように考えているのか。	について、「屋外広告物の表示等の制限」を設け、規制を行います。

新タワーに関連すること

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
38	景観形成重点地区の指定がないが、新タワー周辺地区は、景観形成重点地区に指定すべきではないか。	景観形成重点地区については、区民と協働で景観形成基準等の検討を進めていくため、現在指定はありません。押上・業平橋駅周辺地区地区計画区域については、特定区域に位置づけており、景観形成重点地区候補の1つと考えています。
39	新タワーを中心に、幹線道路が放射状になるように整備してほしい。	墨田区景観計画では、新タワーを中心に放射状に広がる既存の6つの通りと1つの河川を「3.新タワーへの眺望軸」として位置付けており、新タワーからの眺望に配慮した街並み形成を先導的に取り組みます。
40	新タワーからみた景観というのは重要になると思います。パリのエッフェル塔などから見た景観のように、きれいに整備してほしい。	
41	新タワーを訪れる人を、区内に滞在させなければならない。	来街者に区内を回遊していただけるよう、魅力ある景観まちづくりを進めていきます。また、墨田区観光振興プラン（平成20年1月）においては区内8箇所の観光拠点エリアを定めており、各拠点や観光資源の魅力の向上に取り組むと共に、それらを回遊する仕掛けづくりが必要であるため、区内の観光拠点等を回遊する区内循環バスの検討をしています。

その他（景観）

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
42	景観審議会のメンバーには、フォーラムの参加者もぜひ入れてほしい。	景観審議会のメンバーは学識経験者や専門家、関係団体、区民公募委員、行政機関の職員等を予定しており、10名以内としています。フォーラム参加者に限定は出来ませんが、区民公募委員として参加していただくことは可能です（現在、区民公募委員は3人程度を予定しています）。
43	隅田川について台東区との連携はどのように考えているのか。	新タワーの建設に伴い、台東区と協議会をつくり、多方面で連携するなどの検討をしています（景観づくり、バスの運行、観光サインなど）。また景観計画および景観条例のなかでも、隣接区や東京都と連携する旨の規定を設けています。
44	まちづくり専門家の派遣とあるが、具体的にどの団体に派遣するのか。	景観まちづくりを行う団体に、支援を行います。

その他

No	区民の意見・提案要旨	意見・提案に対する区の考え方
4 5	隅田川、北十間川やタワー周辺の路地を通ると、「花」「さくら」など、墨田ゆかりの名曲が流れてくるエリアを作ってほしい。	ご意見を参考に今後の観光まちづくりを考えていきます。
4 6	歩行者路を広くし、自転車専用路を設け、自転車による事故を防止すると同時に歩行者の歩きやすい道路にしてほしい。	歩行者と自転車の通行を分離することが望ましいのですが、区道については道路全体の幅が決まっていますので、現状ではなかなか難しい状況です。そのため区は警察署と連携しながら、自転車利用者へ交通マナーの向上を働きかけていきます。また国道や都道については、ご意見を関係部署に伝えていきます。
4 7	JR両国駅から両国国技館・江戸東京博物館・大江戸線両国駅・第一ホテルに出ることができる地下道を整備してほしい。また、JR両国駅から清澄通りまでの間の線路を高架橋にして、南北が行き来出来るようにしてほしい。	地下道の整備や高架化については、JR等の関係機関で検討する課題と考えています。地域の皆さんの要望があれば、区として関係機関に働きかけていきます。
4 8	高齢者の多いまちから若者が集う活気あふれた町になるよう、大学等があるとよい。	本区は23区の中で大学が所在していない唯一の区ですが、大学を誘致することによって、多くの若者等が参入することによる地域活性化、大学との連携による教育や文化水準のさらなる向上が期待できるとともに、地域のイメージアップにもつながることから、旧曳舟中学校及び旧西吾嬬小学校跡地に大学を誘致していきます。
4 9	北斎が禁煙主義者であり、長寿でもあったことから、北斎にあやかり、北斎通りを禁煙とし、90歳現役健康ロードのモデル地域としてはどうか。	区では平成18年4月より「墨田区路上喫煙等禁止条例」を施行しており、歩行喫煙及びポイ捨てをしないよう努めなければならないとしております。また、錦糸町駅、両国駅、押上駅周辺を「路上喫煙等禁止推進地区」に指定し、この地区内では定められた喫煙場所以外での路上喫煙やたばこのポイ捨てを禁止しております。現在、区では推進地区をさらに増やす方向で検討しています。